

商標における民間調査者の活用可能性実証事業

令和2年度概算要求額 13.1億円（12.6億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 増大する商標登録出願が審査期間を長期化させるおそれがあるため、審査の効率化をより促進する必要があります。そこで、民間調査者が持つ、商標登録出願についての調査能力及びその活用可能性を実証します。
- 委託事業者が実証機関となり、弁理士資格を有する者などを調査者として採用し、商標登録出願についての調査を実施させ、調査結果を報告書にまとめます。特許庁は、調査結果を商標審査に活用することにより、審査をより効率化させ、商標登録出願の円滑な処理及び権利化の維持を図ります。
- 調査内容を審査官が確認し、必要に応じてフィードバックを行うことで、民間調査者の能力及び調査の質を向上させます。
- 委託事業者は、調査者の評価等を行い、事業の実施方法や調査者の育成方法等に関する実証結果報告書を作成します。
- 平成31年度から令和3年度までの3年間の試行的な委託事業として実施します。

成果目標

- 調査者を、令和3年度までに60名程度育成します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

- 委託事業者が採用した調査者が詳細な調査を実施します。
- 調査報告書を商標審査に活用し、更なる審査の効率化を図ります。



- 調査内容について、必要に応じて審査官よりフィードバックを行うことで、民間の調査者の能力及び調査の質の向上を図ります。
- 委託事業者は、事業の実施方法や調査者の育成方法等に関する実証結果報告書を作成します。

